



10月31日(日) 投票時間 午前7時～午後8時

# 衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査

◆開票は午後9時から市役所で行います

問い合わせ 市選挙管理委員会 ☎22-1111

### 投票できる方は

平成15年11月1日以前に生まれ、今年の7月18日以前から住民基本台帳に登録され、引き続き青梅市に住んでいる方です。(選挙人名簿に登録されている方)  
なお、今年の6月20日以前に青梅市外に住所を移した方で、新住所地の選挙人名簿に登録されない方は、転居前に青梅市に3か月以上住民登録があり、かつ転出後4か月以内であれば、青梅市で投票できます。

### 転居の時は元の住所地の投票所で

10月14日以後、市内で住所を移す方は、元の住所地の投票所で投票していただくこととなりますのでご注意ください。

### 市内に転入した方

7月19日以降に青梅市に転入した方は、元の住所地の投票所で投票していただくこととなりますのでご注意ください。

なお、投票は①10月31日の投票日に前住所地での投票②前住所地の選挙管理委員会での期日前投票③青梅市の選挙管理委員会での不在者投票のいずれかの方法となります。

7月18日以前に転入しても、7月19日以降に転入届を出した方は、青梅市の選挙人名簿に登録されません。この場合、前住所地の選挙人名簿に登録されているれば、前住所地の投票所で投票することができます。前住所地の選挙人名簿に

登録されているかは、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

### 入場整理券は忘れずに

投票所への入場整理券は、今回の選挙に投票できる方に郵送します。投票日には、入場整理券に記載されている投票所へお持ちください。

万一、入場整理券を紛失したり、破いてしまった場合でも投票はできます。また、期日前投票をする際に入場整理券が未着でも投票できます。投票所でのことを係員にお申し出ください。

### こんな投票は無効

☆候補者でない人の氏名を書いたもの  
☆2人以上の候補者の氏名を書いたもの  
☆候補者氏名のほか、他のことを書いたもの  
☆自分で書かないもの(ゴム印等で押印したもの等)

☆指定の投票用紙を用いないもの(メモや付箋を貼ったもの等)  
☆投票所には、目が不自由な方が点字で投票できるように、点字盤があります。係員にお申し出ください。

### 字が書けない方は

病气やけがなどで字が書けない方は、投票所で係員にお申し出ください。決められた手続きに従い、投票補助者が代筆します。

### 選挙公報の配布

10月29日(金)までに各家庭にお届けします。また、次ページの選挙公報補完場所にも設置します。

また、市ホームページでもご覧いただけます。

※目が不自由な方に対する候補者情報提供の補完措置として、「選挙のお知らせ」点字版・音声テープ版の貸し出しを行います。詳しくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。

### 海外にいても国政選挙に参加できます

18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上その方の住所を管轄する領事館の管轄区域内に住んでいる方は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会の在外選挙人名簿に登録されていること、国政選挙に投票することができます。

このほかに、PKO等特定国外派遣組織に属する選挙人や南極地域観測隊の隊員等も現地で不在者投票ができます。詳しくは、市選挙管理委員会までお問い合わせください。

### 投票所における新型コロナウイルス感染症対策

選挙管理委員会では、有権者の皆さんが安心して投票できるように、感染症拡大予防対策に取り組んだうえで、選挙を実施します。期日前投票所でも同様に対策を行います。皆さんも自身の予防対策をしっかりと行い、投票をお願いします。

選挙管理委員会が行う感染症対策  
▽投票所にアルコール消毒液を設置  
▽投票管理者・立会人、投票所の職員はマスクを着用  
▽投票所の定期的な換気  
▽記載台等の定期的な消毒  
▽使い捨ての鉛筆を用意

有権者の皆さんに  
お願いする感染症対策  
▽せきエチケット、来場前後の手洗いや消毒にご協力ください。  
▽鉛筆シャープペンシル)を持参し、記入できます。なお、ボールペンはインクがにじむ可能性があり推奨しませんが、拒否するものではありません。

新型コロナウイルス感染症で療養中の場合は  
新型コロナウイルス感染症により、宿泊・自宅療養等をしている方で一定の要件に該当する方は特別郵便等投票ができます。

### 当日投票できない方は期日前・不在者投票を

#### 期日前・不在者投票ができる方

①投票日に仕事がある方  
②投票日にレジャーや買い物などで自分の投票区の区域外へ出かける方  
③病气やけが、出産などのため、投票日に投票所へ行けない方  
④天災や悪天候のため、投票日に投票所へ行くことが困難な方

#### 期日前・不在者投票が困難な方

これらの理由で期日前・不在者投票をする方は、入場整理券裏面の期日前投票請求書(宣誓書)に必要事項を記入し、入場整理券を期日前投票所にお持ちください。

#### 投票期間・場所

##### ☆青梅市役所期日前投票所

期間 10月20日(水)～30日(土)  
時間 午前8時30分～午後8時

##### 場所

市役所2階201・202会議室  
駐車場 市役所駐車場をご利用ください。午前8時

##### ☆河辺駅前期日前投票所

期間 10月26日(火)～30日(土)  
時間 午前9時～午後8時

##### 場所

中央図書館多目的室(河辺タウンビルB2階)  
駐車場 イオンスタイル河辺駐車場をご利用ください。午前9時～午後8時に利用する場合は、河辺駅前期日前投票所割引券(1時間無料)をお渡ししますので投票所受付へお申し出ください。



# 投票所一覧

あなたの投票する投票所は、入場整理券に記載されています。入場整理券を確かめてお出かけください。

投票区・投票所	区域
1 天ヶ瀬体育館	森下町、裏宿町、天ヶ瀬町、滝ノ上町、大柳町の全域
2 第一小学校体育館	住江町、本町、仲町、上町、西分町1～3丁目の全域
3 市役所	勝沼1～3丁目、東青梅1～4丁目の全域
4 大門市民センター体育館	野上町1・2丁目、大門1・2丁目、塩船、谷野、木野下1・2丁目、今寺1～3丁目の全域
5 新町市民センター体育館	新町2丁目の一部(1～16)、新町3・4丁目の全域
6 今井市民センター体育館	今井1・2・4・5丁目(2420を除く)の全域
7 千ヶ瀬町自治会館	千ヶ瀬町1～6丁目の全域
8 河辺小学校体育館	河辺町1～6丁目の全域
9 友田町自治会館	友田町1～5丁目の全域
10 長淵市民センター体育館	長淵1～9丁目の全域
11 駒木町会館	駒木町1～3丁目の全域
12 日向和田2丁目自治会館	日向和田1～3丁目の全域
13 畑中公会堂	畑中1～3丁目の全域
14 梅郷市民センター体育館	和田町1・2丁目、梅郷1～6丁目の全域
15 柚木生産森林組合事務所	柚木町1～3丁目の全域
16 第六小学校	二俣尾1～4丁目の全域
17 二俣尾5丁目第2自治会館	二俣尾5丁目の全域
18 沢井市民センター	沢井1～3丁目の全域
19 御岳会館	御岳本町、御岳1・2丁目の全域
20 御岳山ふれあいセンター	御岳山の全域
21 富岡1丁目自治会館	富岡1～3丁目の全域
22 小曾木市民センター体育館	小曾木1～5丁目の全域
23 黒沢2丁目第1自治会館	黒沢1～3丁目の全域
24 成木2丁目公会堂	成木1・2丁目の全域、成木3丁目の一部(1～369、390～417、1684～1905)
25 成木市民センター	成木3丁目の一部(370～389、418～516)、成木4～6、8丁目の全域
26 成木7丁目自治会館	成木7丁目の全域
27 第四小学校体育館	東青梅6丁目、根ヶ布1・2丁目、吹上の全域
28 新町7・8・9丁目自治会館	新町7～9丁目、末広町1・2丁目の全域、今井5丁目の一部(2420)
29 霞台小学校体育館	野上町3丁目、大門3丁目の全域、新町1丁目の一部(21～45)
30 若草小学校体育館	新町1丁目の一部(1～20)、河辺町7・8丁目の全域
31 東青梅市民センター体育館	東青梅5丁目、師岡町1～4丁目の全域
32 藤橋小学校体育館	藤橋1～3丁目、今井3丁目の全域
33 新町小学校体育館	新町2丁目の一部(17～40)、新町5・6丁目、今寺4・5丁目の全域
34 河辺北会館	野上町4丁目、河辺町9・10丁目の全域

## 衆議院議員選挙の投票は

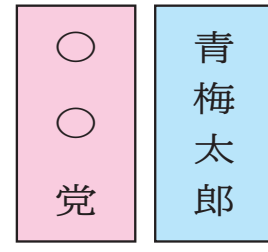
衆議院議員選挙は候補者を選ぶ小選挙区選挙と、政党を選ぶ比例代表選挙の2つの選挙によって議員を選びます。

衆議院議員選挙は候補者を選ぶ小選挙区選挙と、政党を選ぶ比例代表選挙の2つの選挙によって議員を選びます。小選挙区選挙は、全国を289の選挙区に分け、1選挙区から1人の議員を選びます。比例代表選挙は、全国を11の選挙区に分け、各政党の得票数に応じて17人の議員を選びます。

衆議院議員選挙と同時に、最高裁判所裁判官の国民審査も行われます。この国民審査は、最高裁判所の裁判官に任命された後、初めて行われる総選挙の期日に行われます。

## 最高裁判所裁判官の国民審査も同時に投票を

衆議院議員選挙と同時に、最高裁判所裁判官の国民審査も行われます。この国民審査は、最高裁判所の裁判官に任命された後、初めて行われる総選挙の期日に行われます。



## 投票方法

小選挙区選挙は、候補者名を書いてください。比例代表選挙は、政党名を書いてください。

## 身体が不自由な方の郵便等投票制度

郵便等投票は、重度の障害がある方が郵便等で投票できる制度です。表1のとおり

※障害等の等級は部位の等級になります。(手帳の身体障害者程度等級ではなく、障害名が記載されている部位の等級になります)顔写真の横に記載してある等級ではありませんのでご注意ください。また、投票用紙に候補者名等を自分で書ける方に限ります。

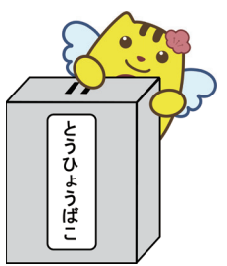
代理記載投票制度 郵便等投票ができる方のうち表2に該当し、みずから投票の記載をすることが

表1 郵便等投票ができる方

障害等の区分	障害等の部位・程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能 部位の等級1級か2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸 部位の等級1級か3級
	免疫機能、肝臓 部位の等級1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹 特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓 特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分 要介護5

表2 代理記載投票ができる方

障害等の区分	障害等の部位・程度
身体障害者手帳	部位の等級1級
戦傷病者手帳	上肢、視覚 特別項症～第2項症



新たに郵便等投票を希望する方は事前に申請を

## 選挙公報補完場所一覧

※補完場所は下記の玄関、門、入り口などです

投票区	補完場所	投票区	補完場所	投票区	補完場所	投票区	補完場所		
1	森下児童遊園	6	今井市民センター	14	和田町会館 梅郷市民センター	23	黒沢1丁目第2自治会館 黒沢2丁目第1自治会館	28	新町7・8・9丁目自治会館 末広会館
2	ネットたまぐーセンター 西分町公会堂分館	7	第二中学校 千ヶ瀬町自治会館	15	よしの保育園	24	成木1丁目公会堂 成木2丁目公会堂 成木3丁目公会堂	29	霞台第2住宅管理人室前 霞台小学校
3	市役所 市立総合病院	8	河辺町南自治会館 河辺小学校 河辺市民センター	16	第六小学校	25	成木小学校 成木市民センター 成木4丁目自治会館 成木8丁目自治会館	30	新町西保育園
4	大門市民センター 塩船自治会公会堂 木野下会館	9	友田町自治会館 友田小学校	17	二俣尾5丁目第2自治会館	26	成木7丁目自治会館	31	東青梅市民センター 霞台中学校
5	新町第2自治会館 新町クリニック 新町市民センター	10	市営長淵第4住宅 長淵市民センター	18	沢井市民センター	27	東青梅6丁目自治会館 吹上自治会館	32	八雲会館
6	原今井自治会館	11	駒木町会館	19	御岳会館			33	新町中学校
		12	日向和田1～3丁目の全域	20	御岳山ふれあいセンター			34	霞台第1住宅管理人室前
		13	畑中公会堂	21	富岡1丁目自治会館				
				22	小曾木市民センター 小曾木4丁目自治会館				



リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

投票区	補完場所	投票区	補完場所
1	富岡1丁目自治会館	27	吹上自治会館
2	小曾木市民センター 小曾木4丁目自治会館		
3	黒沢1丁目第2自治会館	28	新町7・8・9丁目自治会館 未広会館
	黒沢2丁目第1自治会館		
4	霞台第2住宅管理人室前	29	霞台小学校
	霞台小学校		
4	成木1丁目公会堂	30	新町西保育園
	成木2丁目公会堂		
	成木3丁目公会堂		
5	成木小学校	31	東青梅市民センター 霞台中学校
	成木市民センター		
5	成木4丁目自治会館	32	八雲会館
	成木8丁目自治会館		
6	成木7丁目自治会館	33	新町中学校
7	東青梅6丁目自治会館	34	霞台第1住宅管理人室前